

## 数字から見た芦屋市の外国人<sup>1</sup>住民の動向（グローバル化）

辻本 久夫

### 1. はじめに

筆者は40年前から約25年間、芦屋市内の公立高校で教員として勤務した。この間、芦屋で行われた公民館での「在日外国人問題を考える講座」や学習サークル「芦屋隣国を知る会」、「芦屋在日外国人セミナー」、多文化フェスタ「ふれあい芦屋マダン」、日本語学習支援「こくさいひろば芦屋」等に関わらせていただいた。そのなかで、学校では出会うことができないであろう多くの外国人にルーツを持つ人たちと出会えた。在日韓国朝鮮人や華僑以外に、民族学校に子どもを通わせる家族、母国の文化（舞踊）を継承つづける女性、インド人2世との結婚で来日したインド人女性、日本人と結婚して在住する台湾人、ペルー人、フィリピン人などの人たちとの出会いがあった。私は身近なところで多様な外国人がいることを実感した。

1970年代後半から、日本社会は大きく変わる。ベトナム戦争終了に伴うインドシナ難民の来日、日中国交回復等による中国残留孤児・婦人の家族の「帰国」、国際結婚の増加（特に妻、外国人）、入管法改正による日系人、技能実習生の増加、留

学生10万人受入れ計画による留学生の増加がある。

2018年の在留外国人数は、2,637,251人（6月末現在）、外国人世帯数は1,393,537、複数国籍世帯数は460,658（1月1日現在）となった。

サンフランシスコ条約発効の1952年4月から2017年までに日本国籍を取得した外国人は累積550,715人となる。また、1985年の国籍法改正（父母両系主義の導入）により、1987年から2017年までに生まれた外国にルーツを持つ日本人は累積61万344人となる。

このように日本の多民族化が進行するなかで、自治体での外国人住民への支援施策等についての研究報告は自治体や研究者のものが数多くあるが、筆者は先行研究として江橋崇<sup>2</sup>や、駒井洋・渡戸一郎<sup>3</sup>、柏崎千佳子<sup>4</sup>などを参考にした。

外国人の増加と定住化をめぐる具体的課題は地域差が大きい<sup>5</sup>。東京や大阪のような大都市でなく、また愛知県豊田市や静岡県浜松市などのような大企業がある都市でもない。阪神間の住宅都市で、小さな芦屋市にも外国人の動向がどのように進んでいるか、またそれに伴って自治体行政の外

---

1 本文での「外国人」は、法務省、総務省等の表記により、無国籍を含め日本国籍をもたない人たちのことである。日本国籍をもつ重国籍者はすべて「日本人」に含まれる。  
2 江橋崇「自治体の外国人住民施策ガイド『外国人は住民です』」（学陽書房、1993年）  
3 駒井洋・渡戸一郎『自治体の外国人政策－内なる国際化への取り組み』（明石書店、2003年）  
4 柏崎千佳子「自治体と外国籍住民『草の根の国際交流と国際協力』」（明石書店、2003年）  
5 山脇啓造「地方自治体の外国人施策に関する批判的考察」（明治大学社会科学研究所ディスカッション・ペーパー・シリーズ、2003年）

国人施策はどうであるのか、またとろうとしているのかを調べたいと思ったのが、今回の研究目的である。

本稿では、芦屋市の現状と多文化施策の取組みを整理し、2013年より実施された改定住民基本台帳法から諸統計の分析と、芦屋市から回答いただいたデータを合わせて検討する。

## 2. 芦屋市の概要

### (ア) 芦屋市の位置

芦屋市は兵庫県の南東部、大阪と神戸のほぼ中間に位置し、面積約 1,857 ha、東西約 2.5 km、南北約 6 km と南北に細長い市で、北は六甲の山並み、南は大阪湾に面し、阪急・阪神・JR の駅がある便利な交通環境である。兵庫県で 2 番目に面

積が小さな自治体となる。そして、外国人数は 1,540 人である (表 1)。

産業別就業人口をみると、第 3 次産業従事者が 82.4% を占め、第 2 次産業従事者が 17.4% である。昼夜間人口比率は 83.1% と高いため、第 2 次産業従事者は自転車やバイクで通える隣接の神戸市東灘区や西宮市などの工場に通勤している人が多いと推測する。以上のことから芦屋市は住宅都市といえる。

2015 (平成 27) 年国勢調査では、前回調査 (2010・平成 22 年) からの人口・世帯数増減の状況をみると、人口増加数では 2,202 人 (兵庫県内順位 3 位)、人口増加率では 2.36% (同 1 位)、世帯増加率では 5.55% (同 3 位) である (表 2)。

〔表 1〕芦屋市の概要

区分	22国調	27国調	29.1.1現在 住基台帳	(28.10.1) 面積	(18.47)km <sup>2</sup>
(増減率) 人口	(2.9%) 93,238人	(2.3%) 95,350人	(△ 0.5%) 96,246人	(27国調) 人口密度	5162.4人/km <sup>2</sup>
(増減率) 世帯数	(4.7%) 39,753世帯	(5.4%) 41,881世帯	(△ 0.2%) 44,265世帯	(27国調) 年少人口割合	13.2%
				(27国調) 老年人口割合	27.4%
(27国調) 産業別 就業人口	第1次産業	82人 (0.2%)		(29.1.1) 住基台帳のうち	1,540人
	第2次産業	6,498人 (17.4%)		外国人住民	
	第3次産業	30,740人 (82.4%)		(27国調)	83.1%
	総数	39,218人 ※その他分類含む		昼夜間人口比率	

〔各市町の概要 芦屋市〕 (公益財団法人 兵庫県市町村振興協会作成『市町要覧』より)

〔表 2〕芦屋市の人口・世帯数増減の状況

(2016年3月2日更新、芦屋市HP 平成27年国籍調査人口速報集計結果)

	人口増加数 (人)	人口増加率 (%)	世帯増加数 (世帯)	世帯増加率 (%)
芦屋市	2,202	2.36	2,206	5.55
兵庫県内順位	3位	1位	7位	3位

(イ) 埋立地「芦屋浜シーサイドタウン」建設

芦屋市史<sup>6</sup>の沿革によると、1889（明治22）年4月1日、前年の「4市制・町村制」公布を受けて、旧打出村と芦屋村、津知村、三条村が合体して精道村が設置される。そして1940（昭和15）年11月10日に市制が施行され、芦屋市が誕生した。

大正期に阪急電車の「芦屋川駅」が設置されることに伴い、山の手地区の開発が行われ、昭和の初めに開発が始まり、関西の財界人らが「東洋一の別荘地」をめざしてまちづくりが行われ、「六麓荘」という高級住宅地が建設され、「芦屋はセブのまち」のイメージ化がつくられた。

第2次大戦後は、戦災復興のため、政府に特別援助を要請する。1951年に芦屋市のみにも適用される戦災復興特別法「国際文化住宅都市建設法」が公布されて、復興事業が実施された。同市の市史には、国際性と文化性あふれる住宅都市の形成をめざした魅力あるまちづくりを進めてきたと書かれている。

また1965年代には山の手地区でマンション建設ラッシュ、1975年代には芦屋浜の埋立地に高層マンションが次々に建設され、人口が増加する。埋立地は「芦屋浜シーサイドタウン」と名付けられ、1979年から入居が始まる（分譲住宅と賃貸住宅）。芦屋浜地区は兵庫県企業庁により埋立造成され、ここに兵庫県、兵庫県住宅供給公社、住宅・都市整備公団、民間（アステム等）による住宅、公共公益施設等が建設された。当時としては画期的な超高層住宅群が林立し、周辺には戸建て

住宅等が配置された<sup>7</sup>。1995年の震災後、さらに埋立てが行われ、南芦屋浜に震災復興住宅が建設され、1998年に入居が始まる。

(ウ) 阪神・淡路大震災

1995年1月17日の「阪神・淡路大震災」による芦屋市の住宅倒壊率は50.9%と阪神間最大であり、淡路市北淡町の58.4%に次いで県内2番目の酷さだった。住宅倒壊は主に阪急線から43号線の地域に多かった。特にJR以南の地域で多くの家屋が倒壊し、まちの風景が一変した。JR以南の地区は倒壊により空き地が目立ったが、徐々に新しい家屋やマンションが建築されるようになり、震災の10年後にはほぼ空き地はなくなる。建設20年近い芦屋浜の団地は液状化のほかは大きな被害を受けなかった。2003年に入ると、南芦屋浜に「潮芦屋」地区が誕生した。公営震災復興住宅（1998年入居開始）のほかに、ヨットハーバーや人工砂浜のほか、日本初のヨットの係留施設付き邸宅が分譲された。

(エ) 国際交流

国際交流を主として設立された芦屋姉妹協会<sup>8</sup>は1961年8月に発足したが、1993年に発展解消され、芦屋市国際交流協会が芦屋市の外郭団体として1993年4月に誕生する。2008年4月には法人化準備を行い、2009年にNPO法人格を取得する。外国諸都市との姉妹都市交流として、1961年5月にモンテベロ市（アメリカ合衆国カリフォルニア州）と姉妹都市提携を結び、現在も学生親

〔表3〕 阪神・淡路大震災（1995年1月）前後の芦屋市の外国人人口（芦屋市統計）

年・月	1983・03	1993・12	1995・10	1996・04	1997・04	1998・04	1999・04	2000・12
人	1,133	1,658	1,540	1,563	1,588	1,611	1,648	1,713

6 新修芦屋市史本編（昭和46年刊行）第7章

7 「阪神・淡路大震災芦屋の記録」（芦屋市都市建設部防災安全課作成、2014年11月28日更新）

8 芦屋市国際交流協会のHP（<http://www.ashiya-sec.jp/index.html>）より

善使節派遣・受入れ事業や、そのほか日本語教室、国際交流事業などを行っている。

(オ) 子どもに関する施設（保育・教育環境）

芦屋市内には、現在幼稚園12園（1998年に市立山手幼稚園が閉園）、市立小学校8校（1998年に市立三条小学校が閉校）、中学校5校（公立3、私立2）、県立特別支援学校1校、県立中等教育学校1校、高等学校5校（県立全日制2・私立全日制2・私立通信制1）がある（表4）。

ほか保育所17か所、認定こども園1か所、私立大学1校、私立短期大学1校、私立専修学校1校、独立行政法人大学校1校（海技大学校）がある（2017年5月1日現在）<sup>9</sup>。

〔表4〕 芦屋市内の保育・教育施設

(2017年5月現在、芦屋市統計)

保育・教育施設	全設置数（公立数）
保育所・こども園	17 (6) ・ 1 (0)
幼稚園	12 (8)
小学校	8 (8)
中学校	5 (3)
中等教育・高等学校	5 (3)
特別支援学校	1 (1)
大学・短大	1 (0) ・ 1 (0)
専修学校・大学校	1 (0) ・ 1 (0)

これらのほか、市内には1929（昭和4）年発足の県立武庫高等学校（普通科定時制）が県立芦屋高校と同じ敷地にあったが、2004年3月末に閉校になった。また、1962（昭和37）年4月に開校された芦屋市立芦屋高等学校（普通科全日制）も2007年3月末に閉校となる。

また、県立国際高校は海外からの帰国生徒の推

薦入学実施校、県立芦屋高校は2016年度より始められた外国人特別枠選抜実施校（募集定員外3名）である。また県立芦屋国際中等教育学校は開校より帰国生徒30人、外国人30人、ほか20人の入学実施校である。

3. 芦屋市の多文化共生への取り組み

(ア) 取り組みの歩み

戦後日本社会の大きな課題であった公営住宅や児童手当、国民健康保険など申込者資格の「日本国籍を有する者」という国籍要件は、1970年代に「外国人も平等」という全国的な流れから市営住宅入居や職員採用等の撤廃が進んでいった。

不十分であった教育行政の課題も改善が進む。1987年には、外国人学校が各種学校扱いのため「芦屋市奨学金」申請不受理が申請可能となった（国内初）。翌年より神戸朝鮮高級学校に通う生徒が受給した。

同年、外国人の子どもは「義務教育」でない理由から「公立学校就学案内」の不案内（非掲載）が、案内送付と広報紙掲載などで行われるようになった。この就学案内は4年後の日韓覚書（1991年）に基づいた1991年文部省通達で全国的に実施されるようになった。

その後、外国語版母子手帳（1989年）、多言語入学案内の作成（2007年）、さらに遅れていた「外国人児童生徒等にかかわる教育指針」も策定された（2017年）。

また、在住外国人意識調査も1992年と2008年の2回にわたって実施されている（表5）。

(イ) 外国籍職員の誕生

芦屋市はじめ阪神間の市町では、市費公務員は「日本国籍をもつ者」という資格条件（一般的に「国籍条項」または国籍要件）の撤廃がいち早く進ん

9 「芦屋市震災復興10年（まち・人・くらし活性化推進）総括・検証」資料No.2「統計でみる芦屋市の現況」より（芦屋市、2004（平成16）年6月作成）

〔表5〕 芦屋市の多文化共生の主な取組み

1951年	芦屋国際文化住宅都市建設法の制定
1973年	市費事務職市職員の国籍条項を撤廃（阪神6市1町）
1974年	公民館「在日朝鮮人問題を考える講座」等を開講（～1983年）
1976年	市営住宅入居資格の国籍条項を撤廃
1982年	（兵庫県教育委員会が公立学校教員の国籍条項撤廃）
1987年	朝鮮高級学校生徒の市奨学金申請を受付可（全国初）
	全外国籍家庭への公立小中学校「就学案内」を送付、市広報紙に掲載
	「公立学校入学許可願い」を「公立学校入学申請書」に変更
1989年	「外国語版母子手帳」を作成（英語、中国語、ハングル）
1991年	消防職の国籍条項を撤廃
1992年	第1回芦屋市在住外国人意識調査を実施
1993年	芦屋市立公民館で日本語教室開始（市内初）
2007年	多言語就学・入園案内作成（スペイン語、ポルトガル語、韓国朝鮮語）
2008年	無年金外国籍高齢者等福祉給付金の支給開始
	第2回芦屋市外国人住民意識調査を実施
2017年	「芦屋市外国人児童生徒等にかかわる教育指針」策定

（筆者作成）

〔表6〕 芦屋市の外国籍職員数（2017年4月現在）

区分	H29.4.1現在	人口 千人あたり
全職員	1,046人	10.9人
外国籍職員	5人	—

公益財団法人兵庫県市町村振興協会作成の『市町要覧』を編集、追加

だ。芦屋市の市職員は1973年、兵庫県公立学校教員は1982年に国籍要件が廃止されたため、芦屋市で働く外国人公務員は市費職員3名、県費職員（教員）2名が在職している（2017年4月現在）（表6）。

#### （ウ）市営住宅入居

内外人平等の考えの拡がりから、1976年に芦屋市は「市営住宅申込資格」の国籍要件を撤廃した。その3年後、日本政府は1979年に国際人権

規約に加入するにあたり、国内の公共住宅の入居条件を永住者に開放する。

このようなことから芦屋市営住宅には1,466世帯中、外国人世帯が3世帯入居している（2017年4月現在、芦屋市入居集計表提供）（表7）。

〔表7〕外国人の市営住宅入居状況（2017年4月現在）

芦屋市市営住宅	全入居世帯数	うち外国人世帯数
入居世帯	1,466	3

（芦屋市提供）

#### （エ）外国人の国民健康保険加入状況

日々の生活を安心して過ごすためには、医療保険や住宅等の社会保障の制度は必要不可欠であるが、長らく日本国籍をもつのみを対象としてきた。1982年の難民条約の批准により、国内法の国民年金法や児童手当法などの国籍要件が撤廃され、国民健康保険も1986年に国籍要件が

〔表8〕 芦屋市国民健康保険 外国人加入者の国籍別数 (過去5年 年度末時点、芦屋市提供)

2012年		2013年		2014年	
国籍等	人数	国籍等	人数	国籍等	人数
全加入者	23,002	全加入者	22,650	全加入者	22,354
日本	22,476	日本	22,190	日本	21,884
韓国	236	韓国	220	韓国	208
中国	172	中国	120	中国	148
米国	27	ベトナム	32	米国	31
インド	14	米国	28	ベトナム	31
台湾	13	ペルー	16	ペルー	17
ペルー	13	インド	13	フィリピン	16
タイ	10	タイ	11	ネパール	12
ほか	449	台湾	10	台湾	11
外国人計	526	ほか	350	インド	11
		外国人計	460	ほか	341
				外国人計	470

2015年		2016年	
国籍等	人数	国籍等	人数
全加入者	21,699	全加入者	20,644
日本	21,276	日本	20,235
韓国	202	韓国	184
中国	128	中国	114
ベトナム	72	ベトナム	69
米国	28	米国	28
ネパール	24	フィリピン	14
フィリピン	15	ペルー	12
ペルー	14	ネパール	10
台湾	13	インド	10
インド	12	ほか	266
タイ	10	外国人計	409
ほか	235		
外国人計	423		



完全撤廃された（自治体判断のため、加入を認めている自治体もあった）。

2012年から2016年までの芦屋市の外国人の国民健康保険加入状況は表8である（芦屋市提供）。外国人の加入割合は2.0～2.3%である。2017年全世帯数（44,265世帯）に占める外国人住民世帯数（654世帯）と複数国籍世帯（433世帯）を合わせた割合が2.5%であることから、国民健康保険加入率は少し低いといえる。

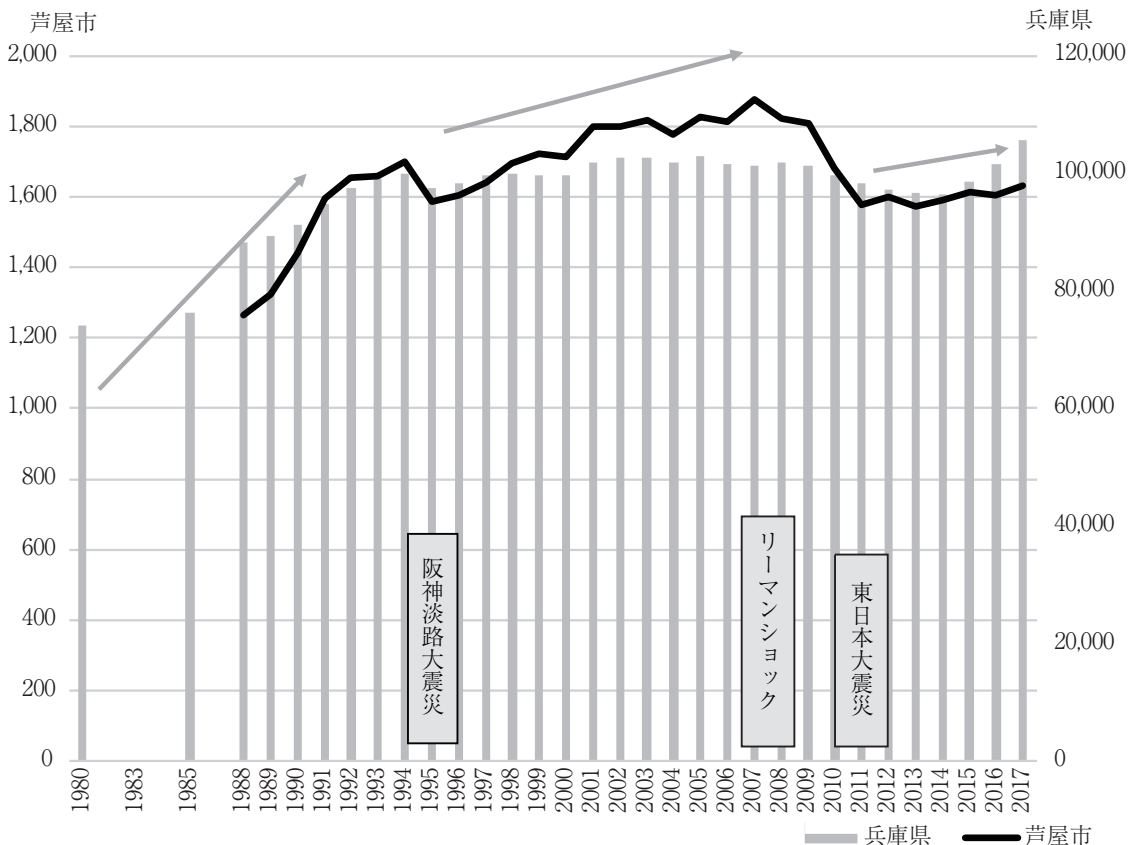
（オ）無年金外国籍高齢者等への福祉給付金の支給

（エ）の国民健康保険加入状況でも書いたが、1982年の難民条約の批准により、国内法の国民年金法の国籍要件が撤廃された。しかし、この時、過去の不平等などを是正する経過措置が行われな

かったため、当時20歳を超えていた障害者、60歳を超えていた高齢者に対しては、年金受給の年齢に該当していたにもかかわらず、無年金のまま放置されていた。各自治体は、無年金状態となった障害者、高齢者を救済する措置を講じた。兵庫県はこの支給事業の目的として、「改定国民年金法には国籍要件等があったため、老齢を事由として給付される国民年金の受給資格を得ることができなかった在日外国籍高齢者等に対し、福祉給付金を支給する市町に助成することによって、在日外国籍高齢者等の福祉の向上に資する」とする。

芦屋市は、「国籍要件や海外在住により、国民年金制度上資格期間を満たすことができなかった無年金者になっている高齢者に支給されます」とホームページに掲載している（2017年4月14日

〔図1〕 芦屋市の外国人住民の推移（1980年～2017年、単位：人）



現在)。

芦屋市が支給する外国籍高齢者等は2人である<sup>10</sup>(月額市費16,638円、県費16,637円、計33,275円)(2018(平成30)年10月時点)。

#### 4. 芦屋市の外国人

##### (ア) 外国人住民数の推移

芦屋市の外国人住民数は、統計がないため推測になるが、1980年以前も増加傾向と思える。1980年(864人)以降は急増する。1990年に新入国管理法が制定され、入国と就労が可能となった日系ブラジル人・ペルー人等が阪神・淡路大震災前年の1994年12月末現在(1,698人)まで増加を続ける。震災時の避難等で1995年12月末の統計は前年比93.5%(1,587人)と減少したが、翌年より緩やかに増加を続ける。しかし、2008年のリーマンショックと2011年3月の東日本大震災で再び減少する。2014年頃より増加傾向となり、1,600人前後を上下して、2017年には1,632人となる(図1、表9)。

兵庫県の外国人住民数も1980年(74,027人)から増加し、1995年に減少する(97,542人)。1996年以降は芦屋市と同様、緩やかに増加する。2005年(102,721人)をピークに減少し、2015年より再び増加傾向を示し、2017年には105,613人となる。

芦屋市の総人口は96,307人で、うち外国人住民は1,540人であるため、全人口の約1.6%となる(2017年6月現在)。日本全体は1.4%、兵庫県も1.4%であるから、芦屋市が高いことがわかる。

##### (イ) 小学校区別の外国人人口

表10は、市内の小学校ごとの外国人住民数と複数国籍世帯数の資料である(芦屋市提供)。筆者のほうで市内8小学校を4エリアに分けて表の作成を行った。

〔表9〕芦屋市の外国人人口の推移

年	芦屋市(人)	兵庫県(人)
1980	864	74,027
1983	1,133	—
1985	1,018	76,275
1988	1,267	88,266
1989	1,324	89,369
1990	1,440	91,354
1991	1,596	94,719
1992	1,654	97,579
1993	1,658	99,176
1994	1,698	99,886
1995	1,587	97,542
1996	1,605	98,168
1997	1,639	99,530
1998	1,695	99,839
1999	1,722	99,654
2000	1,713	99,753
2001	1,797	101,931
2002	1,797	102,529
2003	1,818	102,721
2004	1,777	101,865
2005	1,826	102,954
2006	1,812	101,691
2007	1,877	101,294
2008	1,820	101,773
2009	1,808	101,297
2010	1,682	99,767
2011	1,577	98,206
2012	1,599	97,164
2013	1,573	96,541
2014	1,589	96,530
2015	1,612	98,625
2016	1,603	101,562
2017	1,632	105,613

(兵庫県在留外国人統計より)

10 KSKP 障害年金の国籍条項を撤廃させる会ニュース(2019年1月24日発行)より



〔表10〕 芦屋市内の小学校区別の外国人数（2017年5月1日現在、芦屋市提供）

	小学校区	校区在住外国人数		校区複数国籍世帯数	
		全在住数（人）	7-12歳児（人）	全在住世帯数	7-12歳児（人）
JR線以北	A 小学校	124	3	51	0
	B 小学校	349	8	112	1
	C 小学校	145	3	51	0
JR線以南～ 国道43号線以北	D 小学校	164	8	36	0
国道43号線以南～ 芦屋浜地区	E 小学校	130	1	43	0
芦屋浜地区 （含む南芦屋浜）	F 小学校	90	1	34	1
	G 小学校	242	12	36	0
	H 小学校	295	9	67	1
	計	1539	45	430	3

JR線以北（山の手地区を含む）では、B小学校区が周辺小学校の2倍近い外国人人口である。複数国籍世帯数は、全世帯数の約1/4（214/430）を占め、市内で一番多いことがわかる。特にB小学校区に国際結婚家庭が多いといえる。

次に外国人住民が多いのが芦屋浜地区である。この地区の外国人数は627/1,539人である。この地区には小学校が3校あるが、G小学校区とH小学校区に外国人住民数が多い。次に複数国籍世帯数をみると、G小学校区には国際結婚家庭が少なく、外国人だけの世帯が多いことがわかる。H小学校区の複数国籍世帯数も他の小学校より多いが、B小学校区の約半分ぐらいである。

小学校学齢児（7-12歳）数も掲載したが、在住外国人児童数は、私立学校や外国人学校等への入学もあり得るため、地元の公立小学校へ入学する児童はより少ないと思う。また、複数国籍世帯の児童は日本国籍をもつ重国籍の場合、行政の統計

では「外国人」ではなく「日本人」として計算される。この2つの点から在籍状況を把握する上で非常に参考になる統計であるが、地元小学校に在籍する児童数にはつながらない。

#### （ウ）国籍別人口の推移

芦屋市の国籍別人口の順位をみると、1980年以降2017年まで第1位は韓国・朝鮮<sup>11</sup>、第2位は中国<sup>12</sup>である。他府県と違い、中国が第1位となっていない。第3位も長く米国である（芦屋では2017年まで、兵庫県では1992年まで）。兵庫県は全国的にも米国籍をもつ人が多く、全国で第5位である（2013年6月末）。芦屋市でも米国籍をもつ人が多い。近年では、フィリピン、ベトナム、ブラジル国籍者が多くなる（表11）。

1983年と2017年の芦屋市の国籍別外国人住民をみると、1983年では韓国・朝鮮が全体の50%、そして中国13%、インド4%で、計67%を占め

11 法務省は、2015（平成27）年12月末から、「韓国・朝鮮」の表記を「韓国」「朝鮮」と区別して表記。

12 法務省は、2011（平成23）年末まで台湾を中国に含めていたが、2012年末から台湾を中国とは別に表記。

〔表11〕 芦屋市の国籍別外国人の推移 (単位:人、各年兵庫県外国人登録国籍別人員数)

1980 (昭和55) 年					1983 (昭和58) 年					1988 (昭和63) 年				
順位	芦屋市 (人)		兵庫県 (人)		順位	芦屋市 (人)		順位	芦屋市 (人)		兵庫県 (人)			
	計		計			計			計		計			
1	韓国・朝鮮	435	韓国・朝鮮	60,533	1	韓国・朝鮮	564	1	韓国・朝鮮	704	韓国・朝鮮	70,702		
2	中国	121	中国	7,888	2	中国	149	2	中国	213	中国	9,990		
3	アメリカ	88	アメリカ	999	3	アメリカ	121	3	アメリカ	100	米国	1,603		
4	ほか	212	ほか	3,161	4	ドイツ	51	4	西ドイツ	49	インド	989		
5	(無国籍数は不明)		(無国籍数は不明)		5	インド	50	5	英国	36	ヴェトナム	986		
					6	英国	40	6	インド	26	フィリピン	645		
					7	フランス	19	7	フランス	16	英国	583		
					8	カナダ	3	8	イラン	16	西ドイツ	331		
					9	ほか	136	9	ほか	106	ほか	2,429		

\*12月末兵庫県外国人登録国籍別人員調査表

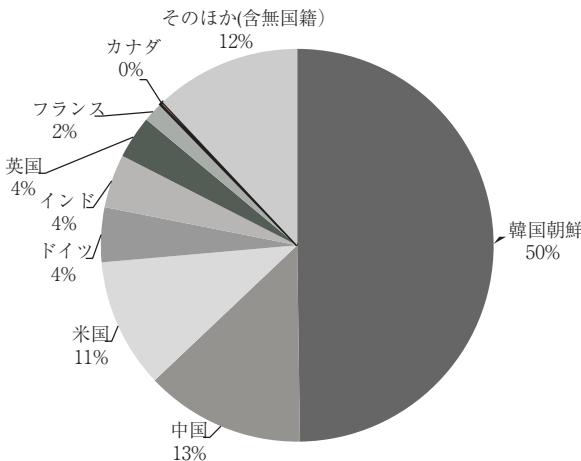
は、アジア地域の国  
は、南米地域の国

(無国籍数は不明) (無国籍159人を含む) (無国籍3人を含む)  
\*同 国籍別人員調査表

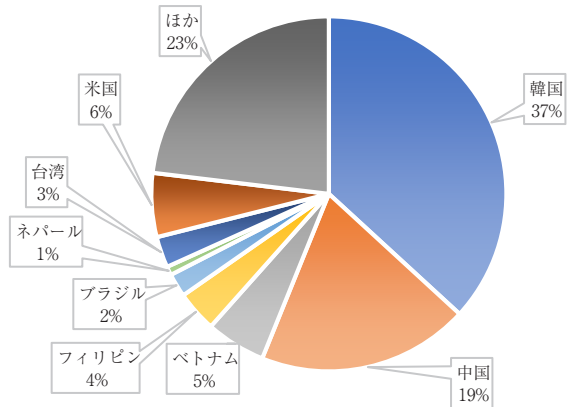
1994 (平成6) 年				2007 (平成19) 年				2017 (平成29) 年			
芦屋市 (人)		兵庫県 (人)		芦屋市 (人)		兵庫県 (人)		芦屋市 (人)		兵庫県 (人)	
計		計		計		計		計		計	
韓国・朝鮮	745	韓国・朝鮮	70,163	韓国・朝鮮	770	韓国・朝鮮	55,202	韓国	601	韓国	40,384
中国	243	中国	13,608	中国	369	中国	23,587	中国	315	中国	23,153
米国	162	ブラジル	3,378	米国	104	ベトナム	4,016	米国	95	ベトナム	14,772
フィリピン	147	米国	2,288	フィリピン	97	ブラジル	3,324	ベトナム	89	フィリピン	4,434
英国	56	ヴェトナム	1,728	ペルー	52	フィリピン	3,203	フィリピン	61	ブラジル	2,483
ドイツ	42	フィリピン	1,596	ブラジル	46	米国	2,367	台湾	46	米国	2,291
インドネシア	40	インド	1,063	インドネシア	43	インド	1,363	ブラジル	35	台湾	2,080
インド	37	ペルー	914	ドイツ	38	ペルー	899	ネパール	13	ネパール	1,411
ほか	226	ほか	5,148	ほか	358	ほか	7,330	ほか	377	ほか	14,605

(無国籍129人を含む)(無国籍3人を含む) (無国籍72人を含む) (無国籍5人を含む) (無国籍68人を含む) (無国籍数は不明)

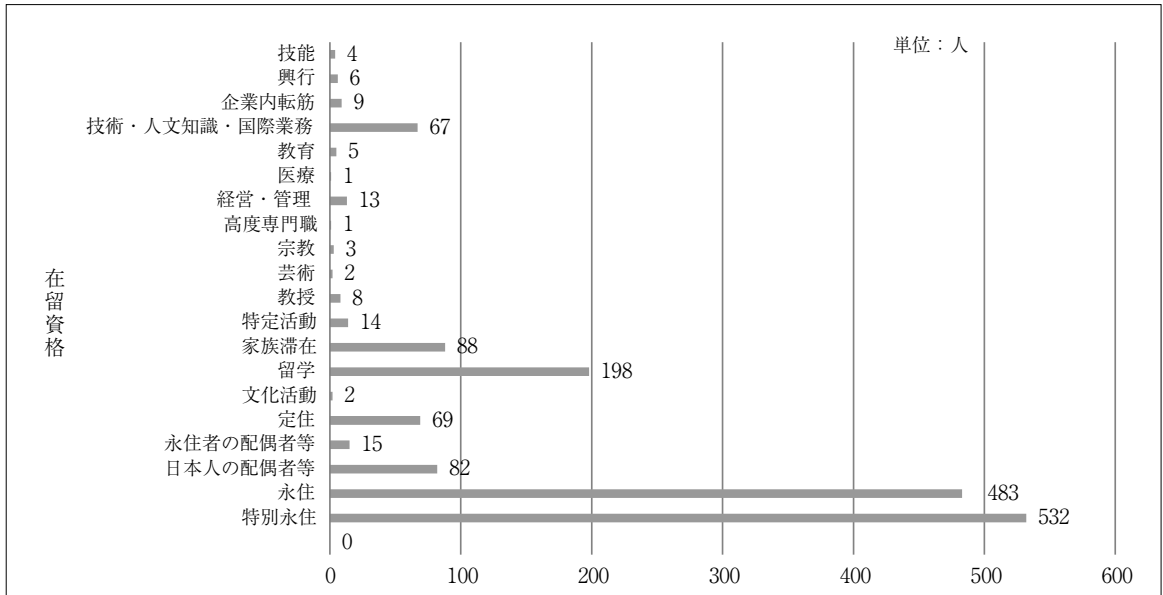
〔図2〕 1983年芦屋市在留外国人登録者数 (3月末)  
総数1,133人



〔図3〕 2017年芦屋市の外国人住民の国籍別内訳  
(在留外国人統計)



〔図4〕 芦屋市の在留資格別人口 （2015年3月現在）



芦屋市の外国人住民の在留資格の割合（2015、住民基本台帳）

る。それ以外は米国、ドイツ、英国、カナダと欧米の国籍をもつ住民が多い（図2）。2017年では構成が大きく変化する。1980年代後半よりフィリピン、インドネシア、ベトナム、ネパールなどアジア諸国と、1991年の入管法改正以降にブラジルやペルーの南米諸国からの住民が増加する。兵庫県では、1988年頃よりベトナム、フィリピン、ネパールが増加している。芦屋市でもベトナム人とネパール人の増加が著しい（図3）。

また、今調査で、芦屋市内に「無国籍」外国人住民がいることを知った（2007年 芦屋市5人、兵庫県72人）。今後の研究課題としたい。

#### （エ）外国人住民の在留資格（在留目的）

図4は、芦屋市の在留資格をグラフ化したものである。「特別永住<sup>13</sup>」が第1位で、次に「永住<sup>14</sup>」、そして「留学<sup>15</sup>」となっている。第4位が「家族滞在<sup>16</sup>」、第5位が「技術・人文知識・国際業

13 特別永住者とは、1991（平成3）年に施行された「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法令（入管特例法）」に定められた在留資格を有する者を、特別永住者という。第2次世界大戦中に、日本の占領下で日本国民とされた在日韓国人・朝鮮人・台湾人の人たちが、敗戦後の1952年のサンフランシスコ条約で朝鮮半島・台湾などが日本の領土でなくなったことにより、日本国籍を離脱した。その在日朝鮮人・韓国人・台湾人とその子孫について、日本への定住などを考慮したうえで永住を許可したのが、特別永住権です（法務省）。

14 永住者とは、原則10年以上継続して日本に在留していて、下記の3つの要件を満たす外国人が対象となる（①素行が良好であること、②独立の生計を営むに足る資産または技能を有すること、③その者の永住が日本国の利益に合すると認められること（ただし、日本人・永住者または特別永住者の配偶者またはその子の場合、①②に適合することを要しない）。

15 留学とは、大学、専門学校、日本語学校等の学生である（高等専門学校、高等学校、中学校も含まれる）。一般的に就労が認められない（資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる）。

16 家族滞在とは、就労が認められない在留資格で、就労する外国人の配偶者とその子。

〔表12〕 芦屋市の外国人住民の在留資格の割合

(2015、住民基本台帳)

特別永住	532	33.0%	現資格で永住できるもの：73.3%
永住	483	30.0%	
日本人の配偶者等	82	5.1%	
永住者の配偶者等	15	0.9%	
定住	69	4.3%	
文化活動	2	0.1%	在留期間が決められているもの：26.7%
留学	198	12.3%	
家族滞在	88	5.5%	
特定活動	14	0.9%	
教授	8	0.5%	
芸術	2	0.1%	
宗教	3	0.2%	
高度専門職	1	0.1%	
経営・管理	13	0.8%	
医療	1	0.1%	
教育	5	0.3%	
技術・人文知識・国際業務	67	4.2%	
企業内転筋	9	0.6%	
興行	6	0.4%	
技能	4	0.2%	
技能実習	9	0.6%	
計	1611	100.0%	

務<sup>17)</sup>である。

現在の入管法では、今の在留資格のままで、いつまでも日本に居住できる在留資格は、表12にあるように「特別永住」「永住」「日本人・永住者の配偶者等」「定住」の人たちである（定住とは、日

系3世、外国人配偶者の連れ子等、第三国定住難民、中国帰国者など）。それ以外の在留資格には、日本での在留期間が決められている（更新はできる）。

芦屋市の場合、現在留資格で永住できる外国人住民は73.3%を占める。長期に居住できる人たちが多いことがわかる（表12）。

兵庫県内在留外国人数の在留資格別人数の2013年と2017年を比較すると、多く増えているのが技術・人文知識・国際業務（234.4%）、留学（172.3%）、技能実習2号口（165.7%）、永住者（111.8%）である。

（※永住者とは、元定住資格の人、日本人や永住者、特別永住者の配偶者が永住申請を行って認められた人たちである。）

#### （オ） 芦屋市の外国人住民の国籍別にみた在留資格

芦屋市には、どの国籍の人がどのような在留資格で居住しているのかを調べたのが表13である。韓国は「特別永住者」が最も多く（475/604人）、次いで「永住者」（49/604人）である。中国は「永住者」（148/287人）が最も多く、次いで「留学」（47/287人）である。米国、フィリピン、台湾など上位20か国では、第1位か第2位に「永住者」が位置する。「日本人の配偶者」が多いのは、韓国、中国、米国、フィリピン、タイ、フランスなどである。「留学」はベトナム（76/94人）、ネパール（19/32人）が多い。

今調査で、「特別永住者」が韓国（475人）、台湾（12人）以外に米国（6人）、カナダ（2人）、オーストラリア（2人）国籍にいることを知った。今後の研究課題としたい（表13）。

#### （カ） 芦屋市の外国人住民の男女比

外国人住民の男女別比率を調べた。全国的には女性のほうが高い傾向が出ている。兵庫県でも女性が少し高いといえる（図5、表14）。

17 技術・人文知識・国際業務とは、就労が認められる在留資格で、機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、語学講師等。

〔表13〕 芦屋市の外国人住民の国籍別在留資格（2015年2月現在）

順位	国籍	総人口	在留資格	人	在留資格	人	在留資格	人	在留資格	人	在留資格	人	在留資格	人
1	韓国	604	特別永住者	475	永住者	49	留学	25	家族滞在	20	日本人の配偶者等	13	ほか	22
2	中国	287	永住者	148	留学	47	家族滞在	26	人文知識・国際業務	14	日本人の配偶者等	12	ほか	40
3	ベトナム	94	留学	76	技能実習	6	永住者	5	技術・人文知識・国際業務	国際業務	家族滞在	2	ほか	3
4	米国	87	永住者	45	日本人の配偶者等	11	家族滞在	6	特別永住者	6	教授	5	ほか	14
5	フィリピン	51	永住者	21	家族滞在	11	日本人の配偶者等	5	人文知識・国際業務	4	特定活動	4	ほか	6
6	台湾	48	永住者	22	特別永住者	12	留学	8	人文知識・国際業務	2	特定活動	2	ほか	2
7	ペルー	44	定住者	24	永住者	19	医療	1						
8	ネパール	32	留学	19	永住者	5	家族滞在	3	技能	2	定住者	2	ほか	1
9	カナダ	27	永住者	15	特別永住者	3	教育	2	日本人の配偶者等	2	留学	2	ほか	3
10	ブラジル	25	永住者	16	定住者	6	日本人の配偶者等	2	留学	1				
11	タイ	25	永住者	10	日本人の配偶者等	7	特定活動	3	永住者の配偶者等	1	定住者	1	ほか	3
12	英国	22	永住者	15	日本人の配偶者等	4	人文知識・国際業務	2	定住者	1				
13	インド	20	永住者	16	技能	2	家族滞在	1	企業内転勤	1				
14	ドイツ	19	永住者	8	家族滞在	4	技術	2	留学	2	定住者	1	ほか	2
15	オーストラリア	18	永住者	7	日本人の配偶者等	4	留学	3	特定活動	2	特別永住者	2	ほか	
16	インドネシア	17	家族滞在	7	永住者	4	企業内転勤	2	留学	2	人文知識・国際業務	1	ほか	1
17	ロシア	17	家族滞在	6	永住者	4	定住者	2	日本人の配偶者等	2	永住者の配偶者等	1	ほか	2
18	フランス	15	日本人の配偶者等	6	永住者	4	人文知識・国際業務	2	留学	1	投資・経営	1	ほか	1
19	スペイン	15	永住者	5	定住者	4	人文知識・国際業務	2	留学	2	日本人の配偶者等	1	ほか	1
20	パキスタン	11	永住者	10	日本人の配偶者等	1								

\*1 芦屋市提供の住民基本台帳より筆者が編集

\*2 色付けた在留資格は、現資格で日本に永住できるものである。

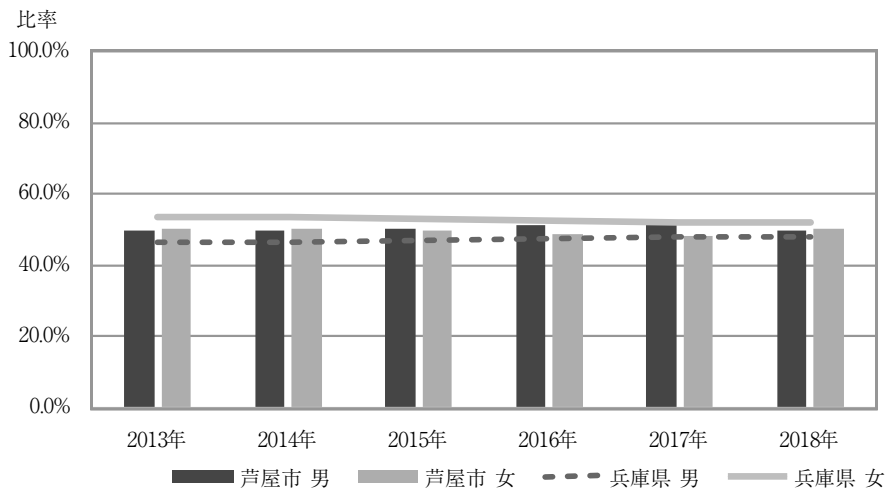
〔表14〕 芦屋市の外国人住民の男女別人口

(単位：人、総務省住民基本台帳各年版より)

	芦屋市			兵庫県		
	総数	男	女	総数	男	女
2013年	1,529	761	768	95,478	44,362	51,116
2014年	1,495	744	751	94,983	44,216	50,767
2015年	1,551	777	774	95,167	44,536	50,631
2016年	1,578	811	767	97,044	45,979	51,065
2017年	1,540	796	744	100,080	47,807	52,273
2018年	1,571	778	793	104,014	50,050	54,006

\*注1 2013年は3/31、ほかは1/1現在である。  
2013年、2014年の80～84歳の数80歳以上の人口である。  
\*注2 総務省住民基本台帳より筆者が抽出

〔図5〕 芦屋市の外国人住民の男女比率の推移 (各年住民台帳より)



芦屋市では、ほぼ男女比の違いはみられない。家族在住の外国人住民が多いからであろう。

(キ) 芦屋市の年齢別の外国人住民の人口推移

住民基本台帳から5歳ごとの年齢別数を2013年から2017年まで集計した(図6)。「0～4歳」と「35～39歳」「55～59歳」「70～79歳」で増加している。60歳以上が多いことから、特別永住や永住の外国人住民が高齢化していると思える。外国人高齢者の福祉等の施策が必要になるで

あろう。

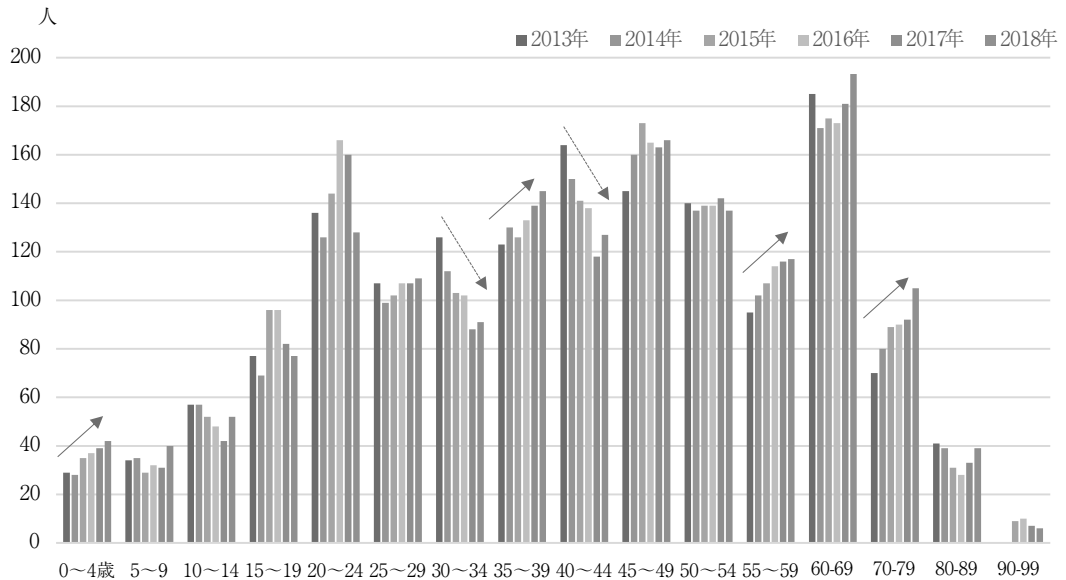
減少しているのが「30～34歳」「40～44歳」である。また、「20～24歳」が多いのは留学生ではないだろうか。「0～4歳」は、小学校低学年世代である「5～9歳」より多い。今後、小中学校への外国人入学者が増加すると思える。保育所・幼稚園での受入れ準備も必要であると推測する。

(ク) 芦屋市の外国人住民の転入と転出

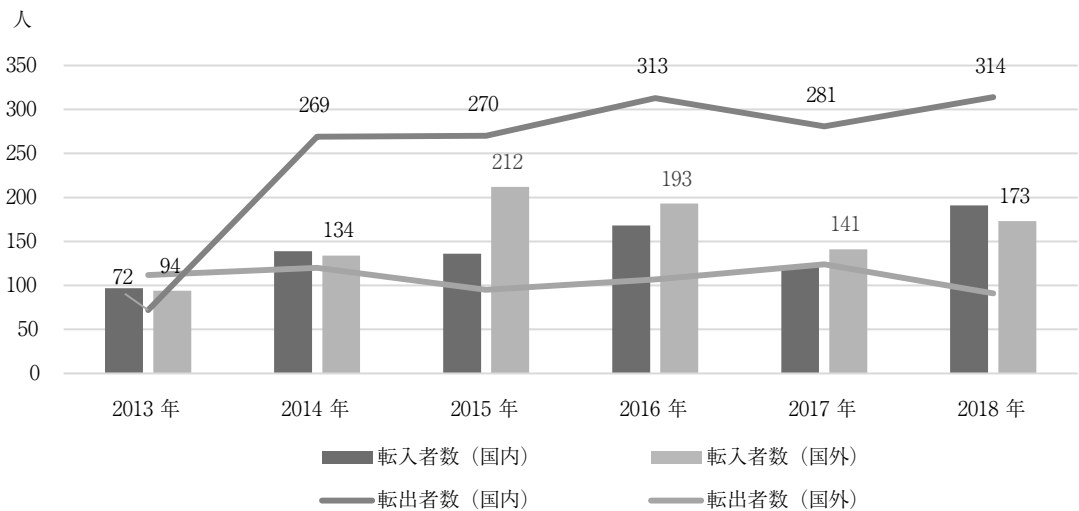
住民基本台帳の人口動態から、その社会増減か



〔図6〕 芦屋市の外国人住民の年齢別人口推移（住民基本台帳より）



〔図7〕 芦屋市の外国住民の転入と転出



ら芦屋に住む外国人住民の移動（人口動態）をみた（表16）。

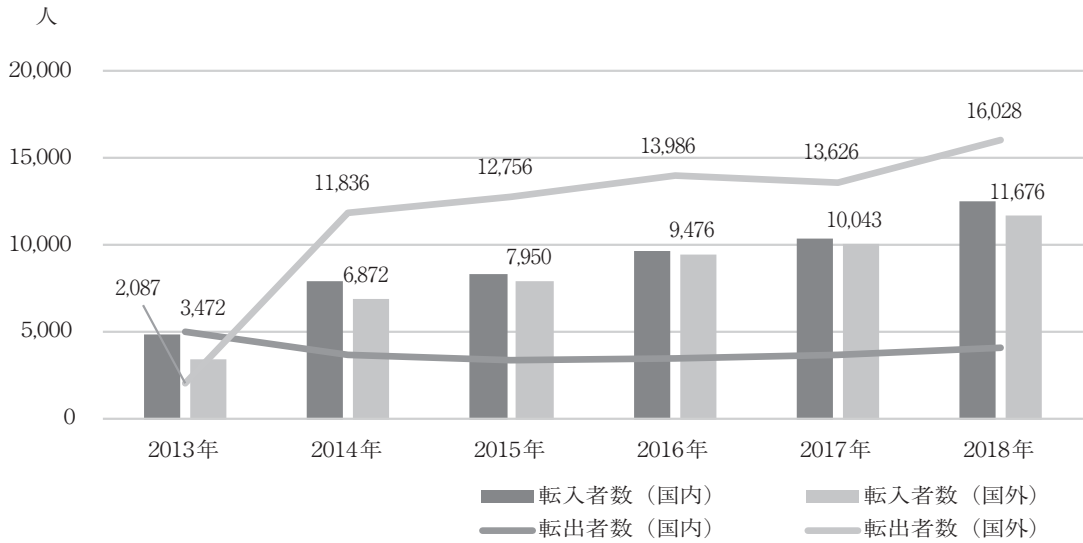
抽出した2013年～2018年は、図1からわかるように変動が小さい期間であった。図7は芦屋市、図8は兵庫県の外国人住民の転入・転出状況を示している。

芦屋市の外国人住民の転入の場合、国内からの

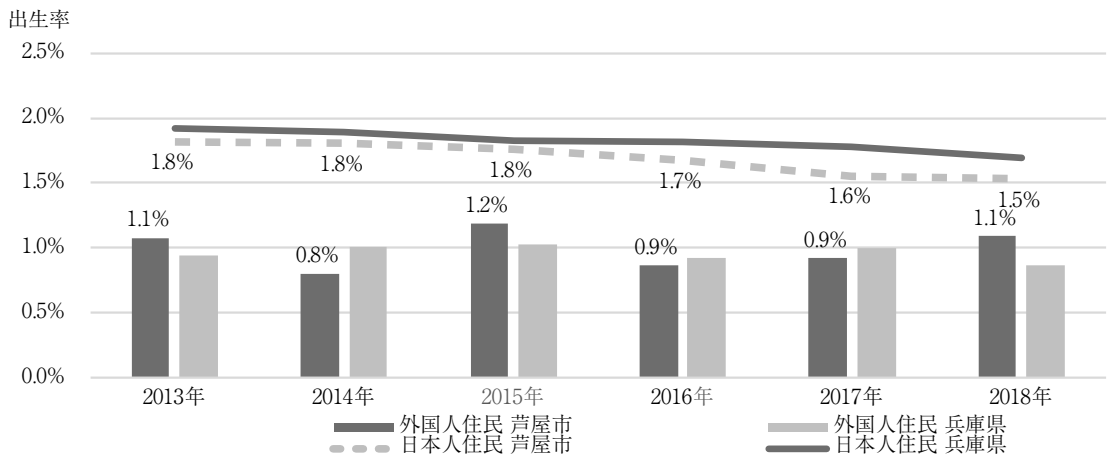
転入者より国外（母国を含む）からの転入者のほうが多い。転出でも、国内より国外への転出が多い。この転出は、住民票の削除申請を伴うための長期の留学などは含まれないとのことである（総務省）。

兵庫県全体でも、芦屋市とほぼ同様の傾向が出ている。

〔図8〕 兵庫県の外国人住民の転入と転出



〔図9〕 芦屋市の外国人住民1世帯当たりの出生率



〔表15〕 芦屋市の外国人住民年齢別階級人口

芦屋市	(単位：人、総務省住民基本台帳より)																	100歳以上	総数：人			
	0～4歳	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74	75～79	80～84			85～89	90～94	95～99
2013年	29	34	57	77	136	107	126	123	164	145	140	95	100	85	41	29	41					1,529
2014年	28	35	57	69	126	99	112	130	150	160	137	102	95	76	49	31	39					1,495
2015年	35	29	52	96	144	102	103	126	141	173	139	107	89	86	53	36	19	12	8	1	0	1,551
2016年	37	32	48	96	166	107	102	133	138	165	139	114	85	88	58	32	16	12	8	2	0	1,578
2017年	39	31	42	82	160	107	88	139	118	163	142	116	84	97	54	38	18	15	5	2	0	1,540
2018年	42	40	52	77	128	109	91	145	127	166	137	117	94	96	64	41	23	16	3	3	0	1,571

\*注1 2013年は3/31、ほかは1/1現在である。2013年、2014年の80～84歳の数は80歳以上の人口である。 \*注2 総務省住民基本台帳より筆者が抽出

〔表16〕 芦屋市の外国人住民の人口動態 (出典：住民基本台帳、単位：人)

	住民票記載数(人)						住民票消除数(人)					外国人人口(人)		
	転入者数(国内)		転入者数(国外)		出生者数		転出者数(国内)		転出者数(国外)		死亡者数		その他	
	外国人	日本人	外国人	日本人	外国人	日本人	外国人	日本人	外国人	日本人	外国人	日本人	外国人	日本人
2013年	97	94	7	1,610	112	72	3	92	1,529	650				
2014年	139	134	5	281	120	269	15	352	1,495	625				
2015年	136	212	8	360	95	270	20	304	1,551	672				
2016年	168	193	6	368	107	313	11	341	1,578	692				
2017年	122	141	6	271	124	281	13	309	1,540	654				
2018年	191	173	7	371	91	314	14	340	1,571	643				
計	853	947	39	3,261	649	1,519	76	1,738	—	—				

- ①住民票記載数の「その他」には、法第30条の47該当者・国籍喪失者ほかが含まれる。(総務省)
- ②住民票消除数の「その他」には、帰化等・そのほかが含まれる。(同)
- ③人口は当該年1/1現在の数である。住民票記載数・住民票消除数は前年(1月～12月)までの人口動態(人数)である。
- ④2013年は3/31現在、そのほかは1/1現在の人数である。

(ケ) 芦屋市の外国人の出生と母子健康手帳

外国人住民の出生について芦屋市保健センターにデータ提出をお願いしたが、表17の記録しかなかった。同センターの集計では、母子健康手帳交付の内訳として「一般」と「外国出産」と「ほか」にしか統計がとられていない(表17)。母子健康手帳申請時に提出する「妊娠届出書」には国籍欄がないため把握できていない。

人口動態から、芦屋市内での出生数が外国人住民世帯と日本人住民世帯別に把握できる。日本人住民世帯には、複数国籍世帯(国際結婚家庭)も含まれているため、重国籍をもつ者、日本国籍のみの「ダブル」の子どもも含まれている。

人口動態から、芦屋市の出生数は表18のようになる。日本人住民の約1%である。兵庫県内で

〔表17〕 母子健康手帳の交付冊数の推移

(芦屋市母子保健事業「妊婦対策」より)

年度	交付冊数	一般		外国出産		ほか	
		冊数	割合	冊数	割合	冊数	割合
2002	888	852	95.9%	4	0.5%	32	3.6%
2003	916	855	93.3%	5	0.5%	56	6.1%
2004	907	863	95.1%	2	0.2%	42	4.6%
2005	921	874	94.9%	9	1.0%	38	4.1%
2006	926	903	97.5%	3	0.3%	20	2.2%
2007	915	883	96.5%	2	0.2%	30	3.3%
2008	885	840	94.9%	6	0.7%	39	4.4%
2009	940	909	96.7%	6	0.6%	25	2.7%
2010	865	833	96.3%	2	0.2%	30	3.5%
2011	873	824	94.4%	5	0.6%	44	5.0%
2012	834	797	95.6%	5	0.6%	32	3.8%
2013	868	835	96.2%	5	0.6%	28	3.2%
2014	813	767	94.3%	7	0.9%	39	4.8%
2015	761	733	96.3%	2	0.3%	26	3.4%
2016	749	712	95.1%	7	0.9%	30	4.0%

\*ほかは双胎多胎、再交付、出産後交付の計である。

〔表18〕 芦屋市の出生数

(住民基本台帳より、単位：人)

	芦屋市		兵庫県	
	外国人住民	日本人住民	外国人住民	日本人住民
2013年	7	779	438	46,003
2014年	5	783	470	45,747
2015年	8	769	483	44,336
2016年	6	730	454	44,238
2017年	6	677	520	43,615
2018年	7	672	484	41,754

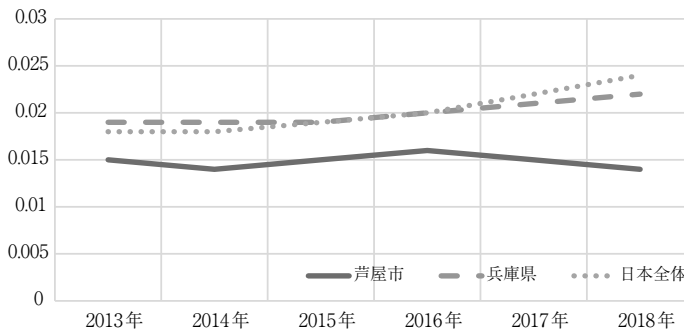
\*2 日本人住民世帯数には、複数国籍世帯を含む

〔表19〕 1世帯当たりの出生率 (住民基本台帳より)

	外国人住民世帯		日本人住民世帯	
	芦屋市	兵庫県	芦屋市	兵庫県
2013年	1.1%	0.9%	1.8%	1.9%
2014年	0.8%	1.0%	1.8%	1.9%
2015年	1.2%	1.0%	1.8%	1.8%
2016年	0.9%	0.9%	1.7%	1.8%
2017年	0.9%	1.0%	1.6%	1.8%
2018年	1.1%	0.9%	1.5%	1.7%

\*日本人住民世帯数には、複数国籍世帯を含む。

〔図10〕 外国人住民世帯率の芦屋市・兵庫県・国の比較 (住民基本台帳より筆者作成)



も同様の結果である。

出生率（出生数／世帯数）をみると、芦屋市の外国人住民世帯の出生率は兵庫県の出生率より高いことがわかる。日本人住民世帯の出生率は芦屋市のほうが低い結果となっている（表19）。

（二）芦屋市の外国人住民世帯と複数国籍世帯

住民基本台帳の「世帯数」は、大きく「日本人住民世帯」と「外国人住民世帯」に分けられている。「日本人住民世帯」はさらに「日本人住民世帯」と「複数国籍世帯」に分けられ、各世帯数が記載されている。「複数国籍世帯」は「混合世帯」と表示する自治体もある。いわゆる国際結婚家庭のことである。同一世帯内に外国籍者がいる世帯のことである。世帯内の外国籍者が日本国籍を取得（帰化申請許可）すれば、「日本人住民世帯」に入る。総務省見解では、世帯のみ複数国籍を使用しているが、一般に外国人住民とは外国籍者のことで、日本人住民とは複数国籍を保持していても日本国籍がある場合はすべて日本人住民としてカウントする。

住民基本台帳に記載されている世帯数から、図10、図11のグラフを作成した。

これをもとに芦屋市の「外国人住民世帯率」（外国人住民世帯数／全世帯数）を算出した。外国人住民世帯率の推移をみると、日本全体や兵庫県では上昇しているが、芦屋市の場合は増加傾向がな

〔表20〕 外国人住民世帯率の芦屋市・兵庫県・日本全体の推移（住民基本台帳より）

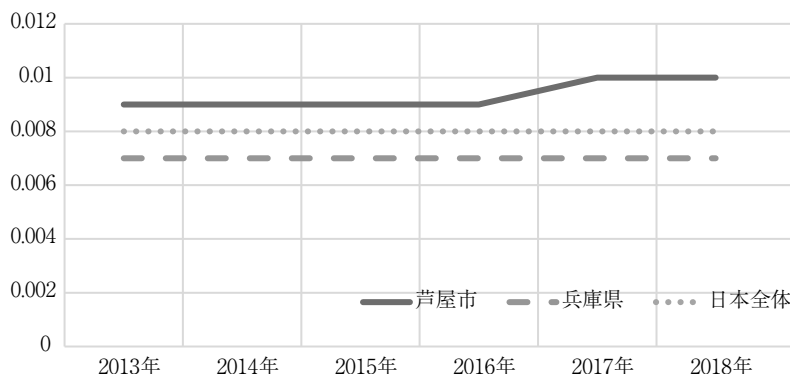
	芦屋市	兵庫県	日本全体
2013年	1.50%	1.90%	1.80%
2014年	1.40%	1.90%	1.80%
2015年	1.50%	1.90%	1.90%
2016年	1.60%	2.00%	2.00%
2017年	1.50%	2.10%	2.20%
2018年	1.40%	2.20%	2.40%

〔表21〕 複数国籍世帯率の芦屋市・兵庫県・日本全体の推移（住民基本台帳より）

	芦屋市	兵庫県	日本全体
2013年	0.90%	0.70%	0.80%
2014年	0.90%	0.70%	0.80%
2015年	0.90%	0.70%	0.80%
2016年	0.90%	0.70%	0.80%
2017年	1.00%	0.70%	0.80%
2018年	1.00%	0.70%	0.80%

い。これは世帯数には留学生や技能実習生などの単身世帯も含めているため、日本全体や兵庫県ではこのように増加していると推測する。芦屋市では在留外国人統計から留学生や技能実習生も増加しているが、全体では大きく変化がみられないのでこのようなグラフとなる（表20、図10）。一方、「複数国籍世帯率」（複数国籍世帯数／全世帯数）では、兵庫県の複数国籍世帯率は日本全体より低く、増減はない（図11、表21）。日本全体も

〔図11〕 複数国籍世帯率の推移（住民基本台帳より筆者作成）



[表22] 2018年 兵庫県内の市区郡町別世帯数とその割合 (1月1日現在、住民基本台帳)

市区郡町名	全世帯数①	(日本人住民)		(外国人住民)	複数国籍世帯率 ③/①	外国人住民世帯 率④/①
		世帯数		世帯数④		
		日本人住民②	複数国籍③			
日本全体	58,007,536	56,153,341	460,658	1,393,537	0.8%	2.4%
兵庫県	2,524,247	2,449,212	18,912	56,123	0.7%	2.2%
神戸市	753,149	719,609	7,547	25,993	1.0%	3.5%
神戸市東灘区	100,956	96,969	971	3,016	1.0%	3.0%
神戸市灘区	67,563	64,171	660	2,732	1.0%	4.0%
神戸市兵庫区	63,187	58,454	675	4,058	1.1%	6.4%
神戸市長田区	55,063	50,132	910	4,021	1.7%	7.3%
神戸市須磨区	78,780	76,400	735	1,645	0.9%	2.1%
神戸市垂水区	104,433	102,580	736	1,117	0.7%	1.1%
神戸市北区	97,565	96,005	618	942	0.6%	1.0%
神戸市中央区	80,216	71,524	1,610	7,082	2.0%	8.8%
神戸市西区	105,386	103,374	632	1,380	0.6%	1.3%
姫路市	235,350	228,335	1,803	5,212	0.8%	2.2%
尼崎市	230,971	223,089	1,975	5,907	0.9%	2.6%
明石市	135,542	133,241	784	1,517	0.6%	1.1%
西宮市	219,989	215,200	1,628	3,161	0.7%	1.4%
洲本市	20,031	19,793	87	151	0.4%	0.8%
芦屋市	44,628	43,546	439	643	1.0%	1.4%
伊丹市	89,342	87,299	605	1,438	0.7%	1.6%
相生市	13,422	13,056	51	315	0.4%	2.3%
豊岡市	33,197	32,573	171	453	0.5%	1.4%
加古川市	113,478	111,719	637	1,122	0.6%	1.0%
赤穂市	20,414	20,149	85	180	0.4%	0.9%
西脇市	16,927	16,563	101	263	0.6%	1.6%
宝塚市	103,643	101,503	646	1,494	0.6%	1.4%
三木市	33,389	32,405	172	812	0.5%	2.4%
高砂市	39,383	38,640	220	523	0.6%	1.3%
川西市	69,550	68,622	390	538	0.6%	0.8%
小野市	19,710	19,174	79	457	0.4%	2.3%
三田市	45,818	44,991	222	605	0.5%	1.3%
加西市	17,688	16,922	86	680	0.5%	3.8%
篠山市	17,171	16,682	123	366	0.7%	2.1%
養父市	9,516	9,421	57	38	0.6%	0.4%
丹波市	25,661	24,942	142	577	0.6%	2.2%
南あわじ市	19,296	18,989	59	248	0.3%	1.3%
朝来市	12,332	12,101	62	169	0.5%	1.4%
淡路市	20,093	19,802	71	220	0.4%	1.1%
宍粟市	14,607	14,429	42	136	0.3%	0.9%
加東市	16,393	15,373	86	934	0.5%	5.7%
たつの市	30,411	30,011	104	296	0.3%	1.0%
川辺郡	12,452	12,313	69	70	0.6%	0.6%
川辺郡猪名川町	12,452	12,313	69	70	0.6%	0.6%
多可郡	7,569	7,402	24	143	0.3%	1.9%
多可郡多可町	7,569	7,402	24	143	0.3%	1.9%
加古郡	27,132	26,504	121	507	0.4%	1.9%
加古郡稲美町	12,384	12,058	45	281	0.4%	2.3%
加古郡播磨町	14,748	14,446	76	226	0.5%	1.5%
神崎郡	16,786	16,243	62	481	0.4%	2.9%
神崎郡市川町	4,954	4,850	16	88	0.3%	1.8%
神崎郡福崎町	7,649	7,244	29	376	0.4%	4.9%
神崎郡神河町	4,183	4,149	17	17	0.4%	0.4%
揖保郡	13,472	13,270	79	123	0.6%	0.9%
揖保郡太子町	13,472	13,270	79	123	0.6%	0.9%
赤穂郡	6,442	6,348	19	75	0.3%	1.2%
赤穂郡上郡町	6,442	6,348	19	75	0.3%	1.2%
佐用郡	6,893	6,788	11	94	0.2%	1.4%
佐用郡佐用町	6,893	6,788	11	94	0.2%	1.4%
美方郡	12,400	12,165	53	182	0.4%	1.5%
美方郡香美町	6,635	6,510	37	88	0.6%	1.3%
美方郡新温泉町	5,765	5,655	16	94	0.3%	1.6%



〔表23〕 2018年 兵庫県の市区郡町別世帯率（1月1日現在、住民基本台帳より筆者作成）

2018年複数国籍世帯率の順位			2018年外国人住民世帯率の順位		
順位	市区郡町	世帯率	順位	市区郡町	世帯率
1	神戸市中央区	2.0%	1	神戸市中央区	8.8%
2	神戸市長田区	1.7%	2	神戸市長田区	7.3%
3	神戸市兵庫区	1.1%	3	神戸市兵庫区	6.4%
4	芦屋市	1.0%	4	加東市	5.7%
5	神戸市灘区	1.0%	5	神崎郡福崎町	4.9%
6	神戸市東灘区	1.0%	6	神戸市灘区	4.0%
7	神戸市須磨区	0.9%	7	加西市	3.8%
8	尼崎市	0.9%	8	神戸市東灘区	3.0%
9	姫路市	0.8%	9	神崎郡	2.9%
10	西宮市	0.7%	10	尼崎市	2.6%
11	篠山市	0.7%	11	三木市	2.4%
12	神戸市垂水区	0.7%	12	相生市	2.3%
13	伊丹市	0.7%	13	小野市	2.3%
14	神戸市北区	0.6%	14	加古郡稲美町	2.3%
15	宝塚市	0.6%	15	丹波市	2.2%
16	神戸市西区	0.6%	16	姫路市	2.2%
17	養父市	0.6%	17	篠山市	2.1%
18	西脇市	0.6%	18	神戸市須磨区	2.1%
19	揖保郡	0.6%	19	多可郡	1.9%
20	揖保郡太子町	0.6%	20	多可郡多可町	1.9%
21	明石市	0.6%	21	加古郡	1.9%
22	加古川市	0.6%	22	神崎郡市川町	1.8%
23	川西市	0.6%	23	美方郡新温泉町	1.6%
24	高砂市	0.6%	24	伊丹市	1.6%
25	美方郡香美町	0.6%	25	西脇市	1.6%
26	川辺郡	0.6%	26	加古郡播磨町	1.5%
27	川辺郡猪名川町	0.6%	27	美方郡	1.5%
28	丹波市	0.6%	28	宝塚市	1.4%
29	加東市	0.5%	29	芦屋市	1.4%

以下、省略

兵庫県より高いが増減がほとんどない。しかし、芦屋市は日本全体や兵庫県の率より高く、しかも2017年から増加傾向にある。

次に、2018年の兵庫県内の市町の「外国人住民世帯率」と「複数国籍世帯率」を比較した(表22)。

表23は、2018年の兵庫県内の市区郡町別世帯率を算出したもので、表22を順位別に並びかえたものである。芦屋市の「外国人住民世帯率」は1.4%(643世帯)で、県内では神戸市、尼崎市などより低く、県内29位である。加東市や神崎郡福崎町、加西市、三木市、相生市、小野市、加古郡稲美町、丹波市などが高い率を示す。

一方、芦屋市の「複数国籍世帯率」は1.0%(439世帯)である。県内では、神戸市中央区(2.0%)、神戸市長田区、神戸市兵庫区、芦屋市となり、第4位である。国際結婚家庭が多いこと、「ダブル」、重国籍の子どもも多いことがわかる(2016年1月1日現在、住民基本台帳)。

表24は、兵庫県内での芦屋市の順位を阪神地区と県内の自治体別に表にしたものである。「外

[表24] 芦屋市の複数国籍世帯率・外国人住民世帯率の兵庫県市町郡町での比較(住民基本台帳)

	複数国籍世帯率の順位		外国人住民世帯率の順位	
	阪神	県内	阪神	県内
2013年	1位	7位	4位	20位
2014年	1位	7位	4位	23位
2015年	1位	5位	3位	22位
2016年	1位	5位	3位	21位
2017年	1位	4位	2位	29位
2018年	1位	4位	4位	29位

(阪神は8市郡町、兵庫県は57市区郡町)

国人住民世帯率」をみると、阪神地区内では2位～4位、兵庫県内では20位～29位である。一方、「複数国籍世帯率」は阪神地区ですべて1位のままで、県内では4位～7位と上位を占める。

芦屋市が複数国籍世帯率、つまり国際結婚世帯率が高いことがいえる。国際結婚家庭が多いこと、「ダブル」、重国籍の子ども(外国にルーツを持つ日本人)も多いことがわかる。

(サ) 外国人の子ども

表25は、芦屋市の外国人(外国籍)の子どものたちの在籍状況である。2017年度の小学校では

[表25] 芦屋市の学校に在籍する外国籍の子どもの推移(芦屋市教育委員会提供、筆者編集)

年度	小学校			中学校		
	全在籍数(人)	外国籍数(人)	在籍率	全在籍数(人)	外国籍数(人)	在籍率
2000	3,598	50	1.39%	2,130	12	0.56%
2001	3,590	23	0.64%	2,068	9	0.44%
2003	3,751	48	1.28%	1,901	12	0.63%
2004	3,822	33	0.86%	1,880	9	0.48%
2005	3,978	38	0.96%	1,893	11	0.58%
2013	4,725	26	0.55%	2,256	12	0.53%
2014	4,809	25	0.52%	2,267	12	0.53%
2015	4,844	28	0.58%	2,270	8	0.35%
2016	4,811	25	0.52%	2,253	9	0.40%
2017	4,809	32	0.67%	1,612	15	0.93%

全児童（4,809人）の0.67%（32人）であるから、約300人に1人の割合で在籍する。中学校では全生徒（1,612人）に対して0.93%（15人）であるから、100人に1人の割合である。中学校での在籍率が高くなっている。芦屋市の小学校では中学進学時に私立や国立附属学校への進学者が多いためと推測する。

子どもの国籍も、芦屋市の外国人住民の国籍別（表11）と同様に韓国籍が半数を占め、ほかは多くの国籍が少数点在する。このほか、複数国籍世帯が多いことから、日本国籍に含まれる外国にルーツを持つ子ども（日本国籍

〔表26〕外国人児童生徒の在籍率の推移

年度	芦屋市		兵庫県	
	小学校	中学校	小学校	中学校
2000	1.39%	0.56%	0.98%	1.07%
2001	0.64%	0.44%	0.93%	1.03%
2002	－	－	0.62%	0.77%
2003	1.28%	0.63%	0.85%	1.01%
2004	0.86%	0.48%	0.80%	0.93%
2005	0.96%	0.58%	0.78%	0.88%
2006	－	－	0.55%	0.66%
2013	0.55%	0.53%	0.54%	0.62%
2014	0.52%	0.53%	0.53%	0.59%
2015	0.58%	0.35%	0.52%	0.61%
2016	0.52%	0.40%	0.57%	0.55%
2017	0.67%	0.93%	0.61%	0.54%

\*芦屋市提供のデータを筆者が編集

〔表27〕外国人児童生徒の国籍別在籍数の推移（芦屋市教育委員会提供、筆者編集）

	国籍	2003（平成15）		2013（平成25）		2014（平成26）		2015（平成27）		2016（平成28）		2016（平成29）		計	
		小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
1	韓国朝鮮	29	11	13	5	11	3	9	2	4	6	5	8	71	35
2	中国	9	1	4	2	4	3	4	1	6	1	9	1	36	9
3	ペルー	3		3		2		4	1	4	1	2	2	18	4
4	アメリカ	2										1		3	0
5	パキスタン	1												1	0
6	イギリス	1												1	0
7	イタリア	1												1	0
8	ブラジル	1			2		2		1	1		1		3	5
9	フィリピン			3	3	3	2	5	2	5		5	1	21	8
10	インド			1		2		2		1		1	1	7	1
11	カナダ			1		1		1					1	3	1
12	タイ			1		1								2	0
13	ロシア					1		1	1	1	1	1	1	4	3
14	スペイン							1		1		1		3	0
15	インドネシア						1			1		2		3	1
16	朝鮮						1							0	1
17	モンゴル							1						1	0
18	ベトナム									1		2		3	0
19	マレーシア											1		1	0
20	イスラエル											1		1	0
	計	47	12	26	12	25	12	28	8	25	9	32	15	183	68

のみか、重国籍)が外国籍の子どもよりも多いことが想定される。

表10より小学校区別外国人住民数から、芦屋浜の2つの小学校は他の小学校より外国人児童の在籍が多い。そのため、校区の中学校はさらに外国人生徒や外国にルーツを持つ子どもの在籍率が高いことが推測できる。この3校に在籍する外国人児童生徒数は全市の57.7%(27人)である(2017年5月1日)。「ダブル」や重国籍者の子どもを含めるともっと割合が高くなる。

また、外国人児童生徒の国籍別推移を見ると、2003(平成15)年度は、韓国朝鮮の構成比が全体の半数以上を占める(約67.8%、40人)。その次は中国(約17%、10人)、ペルーとなる(約5.1%、3人)。2013年以降5年間は、韓国が約42.2%(106/251人)、次いで中国(約18.0%)、フィリピン(約11.6%)、ペルー(8.8%)。2013年以降は、子どもの在籍状況にも多様化が見られる(表27)。

(シ) 日本語指導が必要な子ども

日本語指導の必要な児童生徒の受入れ状況は、表28でみられるように小学校で23人、中学校で13人である(2018年度)。文部科学省の日本語指導が必要な児童生徒数調査では、「外国籍」と「日本国籍」に分けて実施されている。日本国籍児童生徒とは、海外帰国児童生徒のほかに、日本国籍をもつ外国にルーツを持つ児童生徒を含んでいる。子どもの母語としては、スペイン語、中国語、

〔表28〕 芦屋市内の小学校・中学校の日本語指導の必要な児童生徒数

	小学校(人)		中学校(人)		計(人)
	外国籍	日本国籍	外国籍	日本国籍	
2016年度	17	5	4	5	31
2017年度	15	3	6	5	29
2018年度	21	2	9	4	36

芦屋市教育委員会「帰国・外国人児童生徒受入促進事業実施協議会」資料

フィリピン語、ポルトガル語、ロシア語、インドネシア語、英語、ベトナム語、ウルドゥ語である。

表10のH小学校は兵庫県教育委員会の「新渡日児童生徒にかかわる母語教育支援事業母語教室センター校(2006年度)」「日本語指導研究指定校(2007年度)」、G小学校は「新渡日の外国人児童生徒にかかわる母語教育支援センター校(2010年度)」「日本語指導研究推進校(2012年度)」に指定された。そのため、芦屋市は2012年度より文部科学省事業「帰国・外国人児童生徒受入促進事業実施市」の指定を受けている(兵庫県内3市町のみ)。

(ス) 保育所の外国人

市立保育所に在籍する外国籍園児のデータをお願いしたが、統計をとっていないためデータの提供ができないと回答があったが、保育所の担当課より「市内の全市立保育所の在籍数は1,281名(2017年4月1日現在)であり、この時点での外国籍児童の割合は1.17%程度と思われる」と追加回答があった(表29)。

〔表29〕 公立保育所の外国人

外国人在籍率(概数)	全在籍数
1.17% (約15人)	1281

(2017年4月1日現在、芦屋市教育委員会提供)

保育所や幼稚園では、入所・入園児の書類に学校に提出する国籍を記入する「家庭調査票」等がないとも知った。

(セ) 芦屋市内の「日本語教室」

日本語教室開講の記録を調べると、1973年の「中国帰国者」の国費帰国や1978年のインドシナ難民の「定住許可」以降に始まっている。報告者の兵庫県内資料では、1975年に神戸市垂水区に中国帰国者の居住、1979年には姫路市の小学校にインドシナ難民の子どもが入学が始まる。

兵庫県国際交流協会のホームページ掲載「兵

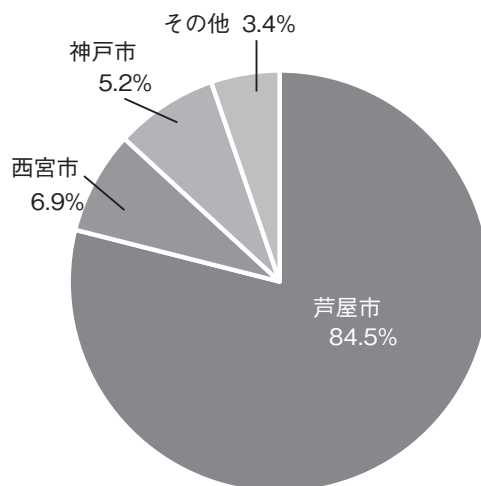
〔表30〕 芦屋市内の日本語支援団体（2017年度調査）

	芦屋市公民館	芦屋市国際交流協会	こくさいひろば芦屋
日本語教室の 開始年月	1993年6月 (2002年4月より民間委託)	1995年11月	2006年9月
おとな学習支援日 と学習会費	木曜日(朝) 10回 2,000円	木・土(朝)、月(朝昼)、 火(夜) 1回200円	日(朝)、火・木(夜) 年家族会費 2,000円
子ども学習支援日 と学習会費	—	土(朝) 1回200円	日(朝)、火・木(夜) 夜のみ 月500円

兵庫県日本語教室リスト（2017.6）「外国人県民・児童生徒の居場所づくり事業児童生徒向け教室（2017.4）」と、兵庫県日本語ボランティアネットワークのホームページ掲載「日本語教室一覧（2015.9）」から調査すると、兵庫県内に日本語教室は全部で112、うち県・市町国際交流協会主催は33、市町・公民館主催は17、ほかNPO・住民グループが62である（2017年8月）<sup>18</sup>。1992年に伊丹市など5市で初めて「公民館日本語教室」が開催される。1994年以前は、国際交流協会や市町公民館の教室が8割近くを占めた。しかし、1995年以降は市民団体の教室が急増する。

現在、芦屋市内には日本語学習支援教室が3カ所ある。中国帰国者に対応して始まった芦屋市立公民館の日本語講座、震災直後に始まった市国際交流協会の日本語教室（現在は南芦屋浜地区だが、この時期はJR芦屋駅近く）と、震災後10年目

〔図13〕 2017年度日本語教室学習者の居住地  
(芦屋市国際交流協会)

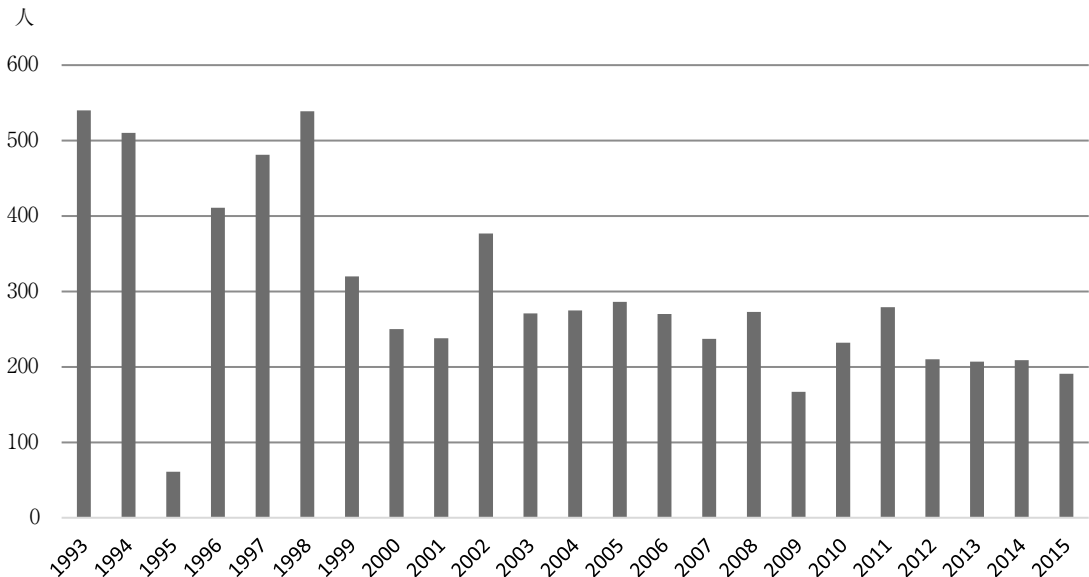


〔表31〕 こくさいひろば芦屋の参加者数

	2017年度	2016年度			
	学習者実数 (うち新規)	学習者実数 (うち新規)	年間学習日数	月平均 参加数	年間の 延学習者数
おとな	14人 (10人)	12人 (5人)	88回	5.8人	182人
小学生	12人 (5人)	18人 (7人)	43回	53.8人	645人
中学生	7人 (5人)	15人 (5人)	133回	63.8人	765人
高校生	7人 (3人)	8人 (4人)			
参加総数	50人 (23人)	53人 (21人)	—	—	1,592人

18 辻本久夫（2017年）「芦屋の日本語学習支援教室からみた兵庫の状況」（『ひょうご部落解放』第165・166号合併号、ひょうご部落解放・人権研究所）

〔図14〕 公民館日本語教室の年間延出席者数 (同教室提供)



〔表32〕 2016年度の検定受験結果 -こくさいひろば芦屋-

	受験者数 (昨年)	合格者数 (昨年)	備考
日本語検定	13人 (12人)	9人 (8人)	N5-1,N4-3, N3-2,N2-3
英検	15人 (19人)	10人 (14人)	準1-1, 準2-2, 3-4, 4-3
ほか	1人 (0人)	—	Toeic940

に始まった市民団体の「こくさいひろば芦屋」(活動場所は芦屋浜の小学校内)である(表30)。

それぞれの団体から学習参加者のデータを提供していただいた。公民館ではおとな向けの会話中心の日本語学習(図14)、芦屋市国際交流協会ではおとなの会話中心の日本語学習と子どもの学習支援も行っている(図12、図13)。「こくさいひろば芦屋」はおとなの日本語学習支援から始まったが、現在では子どもの日本語学習と教科学習支援が主となっている。日本語能力試験と英語検定の受験、合格、プレスクール、夏・冬学習会、高校進学への学習支援などを進めている(表30、表31)。

## 5. おわりに

総人口9万人台で、面積も兵庫県で2番目に小さく、1次産業も2次産業もほとんどなく、「高級住宅地」と評される芦屋市においても外国人住民の動向(増加)があり、グローバル化が進行していることがわかった。

芦屋市の外国人住民は、1980年代から一時期に減少もあったが大幅に増加している。また外国人住民の国籍別人口は、1970年代までの旧植民地出身者の韓国・朝鮮が5割を占め、次いで中国と米国が各1割台を占める構成から、1980年代以降に日系人のブラジル、ペルー、ほかフィリピン



ン、ベトナム、インドネシア等の人たちが増加し、多様な構成となってきた。芦屋市においても外国人の多様化、グローバル化が進行しているといえる。

次いで、住民基本台帳データから外国人住民世帯数や複数国籍世帯（国際結婚家庭といえる）の増減等が判明した。芦屋市の外国人住民世帯率は兵庫県内57市区町の中位を前後するが、複数国籍世帯率は第4位という高い比率であった。外国人住民世帯率は、神戸市や尼崎市、姫路市といった大都市以外、郡部といわれる加東市、福崎町、加西市、三木市、相生市などでの比率が高いことも注目である。

また芦屋市の国籍別在留資格別人口から、永住資格者が多くの国籍で高い比率を占めることから定住型外国人住民が多いことがわかる。「出生」からもわかる。また、芦屋市に転入する外国人は国内より海外からの転入者が多いことも判明した。

子どもの教育関係では、複数国籍世帯の増加、すなわち国際結婚家庭の増加から芦屋市内の子どもたちの多くが日本国籍をもつ重国籍者であると推測できる。文科省の統計では日本国籍をもっている重国籍者はすべて「日本人」として処理されるため、学校では「見えない外国ルーツの児童生徒」となる。そのため人権教育の課題ともなる。

筆者は、以前より芦屋市の市民課から在住外国人統計、教育委員会から外国籍児童生徒在籍状況等、提供いただいた統計資料の整理を行ってきた。外国人住民が市民生活での福祉、住宅、健康保険、保育などの総合的な調査の必要性を感じ、今研究を2017年9月から本格的に始めた。

今調査では、2012年入管法等改正法の実施に伴い、外国人住民の基本データが載せられた住民基本台帳の各種統計を総務省ホームページや芦屋市から得ることができた。従来、外国人のことに関しては法務省の「在留外国人統計」と厚生労働省の「人口動態」の統計資料しかなく、しかも都道府県や政令都市などの統計しか掲載されな

かった。芦屋市のような小都市の統計データは得ることができなかった。

また、古い資料データが入手困難になった。10年以上前の統計資料は、保存期間を過ぎたことで破棄され、保存されていないこと、従来提供されていた文部科学省の学校基本調査の市町別統計は個人情報観点から公表されなくなったことも判明した。

今調査をして、市の各担当課では、行政サービスを日本人住民と外国人住民に等しく行っている。そのことにより、「同じ扱いをする」ということから住民基本台帳の世帯のような日本人世帯、複数国籍世帯、外国人世帯に分けて行政統計資料を作成していないことが判明した。市営住宅入居、保育所入所数、母子健康手帳交付数、国民健康保険加入者数、県営住宅入居数などである。今調査依頼を受けて内部資料を見直し、資料提供していただいたものや、内部資料作成が多大な時間を要するために概算を提供いただいたものもある。

幸いなことに、今調査報告を『関西学院大学人権研究』に掲載していただけることになり、データの整理、分析等の励みとなった。まだまだ調査不足、分析不足などを感じるが、本報告とすることとした。

掲載するにあたり、人権教育研究室の山本さんに大変お世話になったことに感謝し、お礼申し上げます。

## 参考文献

- 毛受敏浩 (2016) 『自治体がひらく日本の移民政策』明石書店
- 近藤 敦 (2011) 『多文化共生政策へのアプローチ』明石書店
- 駒井 洋・渡戸一郎編 (1997) 『自治体の外国人政策—内なる国際化への取組み』明石書店
- 渡戸・関班 (2009) シリーズ多言語・多文化協働実践研究8 『越境する市民活動と自治体の多文化共生政策—外国につながる子どもの支援活動から—』
- 江橋 崇編 (1993) 自治体の外国人住民施策ガイド 『外国人は住民です』学陽書房
- 西日本新聞社編 (2017) 『新 移民時代』明石書店
- 依光正哲編 (2006) 『日本の移民政策を考える—人口減少社会の課題』明石書店
- 駒井 洋編・監修 (2003) 講座グローバル化する日本と移民問題第Ⅱ期第6巻 『多文化社会への道』明石書店
- 宮島 喬・加納弘勝編 (2002) 国際社会2 『変容する日本社会と文化』東京大学出版会
- 駒井 洋 (2006) 明石ライブラリー 100 『グローバル化時代の日本型多文化共生社会』明石書店
- 移民政策学会設立10周年記念論集刊行委員会編 (2018) 『移民政策のフロンティア—日本の歩みと課題を問い直す』明石書店
- 田尻英三編 (2017) 『外国人労働者受け入れと日本語教育』ひつじ書房
- 小島祥美 (2016) 『外国人の就学と不就学—社会で「見えない」子どもたち』大阪大学出版会
- 宮島 喬 (2014) 『外国人の子どもの教育—就学の現状と教育を受ける権利—』東京大学出版会
- 荒牧重人・榎井 縁・江原裕美・小島祥美・志水宏吉・南野奈津子・宮島 喬・山野良一 (2017) 『外国人の子ども白書—権利・貧困・教育・文化・国籍と共生と視点から』明石書店
- 陳天璽 (2010) 『忘れられた人々—日本の「無国籍」者』明石書店
- 外国人入権法連絡会編集 (2010～2018) 『日本における外国人・民族的マイノリティ人権白書』外国人入権法連絡会